



府食第307号

平成25年4月15日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号をもって貴省から当委員会に意見を求められた清涼飲料水中のフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の規格基準改正に係る食品健康影響評価の結果は、既に平成25年2月18日付け府食第132号をもって通知したフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)に係る食品健康影響評価の結果と同様、下記のとおりですので、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第2項の規定に基づき通知します。

記

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(別名:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))の耐容一日摂取量を0.03 mg/kg体重/日とする。